

美馬市への申請について

1. 提出書類

1) 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に関する確認申請書

2) 医師の医学的な所見(※)：主治医意見書、診断書、情報提供書、医師に聴取した所見の記録等
介護支援専門員等が、【表1】により福祉用具の貸与が適当と判断した場合は、次のいずれかの方法により、医師の意見(医学的な所見)を求めます。

①例外給付の対象となる状態像の原因となっている疾病等の主治医から、「該当する状態像」が記載された診断書を取得する。

②ケアマネジャー等が利用者の診察などに同行するなどして、利用者の「該当する状態像」を聞き取り、記載する。

③利用者が主治医に対し、要介護認定の主治医意見書の「特記事項」に「該当する状態像」の記載を求める。

医師の意見(医学的な所見)として診断書や文書による情報提供を行った場合は、利用者に自己負担が生じるため事前の説明が必要になります。

※医師の医学的な所見とは、「特殊寝台が必要」などという意見を医師からもらうのではなく、【表1】のi)～iii)のどの状態に該当するかを判断するための根拠となる医学的な所見をいいます。

3) サービス担当者会議等の計画に関する書類

①要介護者：居宅サービス計画書の第1表、第2表、第4表(※)

②要支援者：介護予防サービス・支援計画書、介護予防支援経過記録(サービス担当者会議の要点含む)(※)

介護支援専門員等は(※)に次の内容を記載してください。

- ・医師の医学的な所見(確認した日時と確認方法(文書・訪問等)、医師名・病院名、診断名等に起因する状態像)

例) 医師の医学的な所見としては、7月13日、AクリニックB医師に文書照会にて「パーキンソン病で内服加療中の『ON・OFF現象』によって、頻りに臥位からの起き上がりが困難となるため、福祉用具貸与の状態像(i)に該当する。」との意見をいただいた。

- ・医師の医学的な所見に基づき必要性の判断
- ・本人・家族の意向
- ・サービス担当者会議での必要性の検討など

③福祉用具サービス計画書

2. 提出方法・提出先(持参もしくは郵送での提出をお願いします。)

〒777-8577 美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地

美馬市役所 長寿・障がい福祉課(地域包括支援センター) ☎0883-52-5613

3. 提出時期

原則として、利用開始前に申請してください。ただし、認定結果が出る前に利用していた場合や主治医の所見を得るのに時間がかかった場合など、やむを得ない事情で提出が遅れる場合は貸与開始日から概ね1か月以内に行ってください。必ず事前に連絡をお願いします。

4. 利用者の身体状況の変化等による再度の市町村確認について

対象外種目の貸与を受けている場合、以下のいずれかの変更があった場合には、再度、確認を受けてください。

- 1) 医学的見地に基づく介護支援専門員等が判断した【表1】のi) からiii) に変更が生じたとき。
- 2) 貸与する福祉用具の追加・変更が生じたとき。ただし、同一品目における変更等軽易なものについてであり、かつ、当該変更等が被保険者の身体状況や介護状況の変化に起因するものではない場合は不要とします。
- 3) 当該被保険者が更新認定・区分変更認定を受けたとき。

事務連絡
令和 年 月 日

事業所名
ケアプラン作成担当者名

美馬市長寿・障がい福祉課

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認について（お知らせ）

令和 年 月 日付で確認依頼のあった次の対象者に関する（介護予防）福祉用具貸与の例外給付については、医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより（介護予防）福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されていることを確認しましたので、お知らせします。

1 対象者等

被保険者番号		被保険者氏名	
福祉用具の種類			